

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	61 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	59 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、亡父が納付していた。自分が結婚する際に、過去の保険料はすべて納付済みだと聞いた記憶があるし、母に確認してもそのとおりでと言っていた。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、制度が創設された昭和36年4月から60歳に到達した平成5年9月まで、32年6か月にわたり国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の母親についても、加入期間についてはすべて納付しているなど、納付意識の高い家庭であったことがうかがえる。

また、申立人の父親は、自身の昭和45年度の付加保険料を過年度納付していることから、申立人の保険料についても、過年度納付が可能な期間については納付していた可能性が考えられる。

さらに、申立期間は加入当初の1回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 50 年 3 月まで

私は、申立期間当時の確定申告書を所持しており、社会保険料控除欄に国民年金保険料の記載がある。納付書が届いていれば必ず納めるはずであり、また、申立期間当時、保険料の納付は3か月ごとだったと記憶しており、4月だけ納付し、5月以降未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、平成 14 年度以降は口座振替を利用するなど、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人から保険料を預かって納付していたとする親戚夫婦の納付状況を見ると、申立期間についても納付済みであることから、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間の前後は納付済みとなっており、申立人は、申立期間に当たる昭和 49 年及び 50 年の所得税確定申告書（控）を保有しており、その社会保険料控除の欄を見ると、国民年金保険料として、49 年は 1 万 800 円、50 年は 1 万 3,200 円が計上されており、この金額は、当時の 1 年間の保険料額と一致することから、申立期間の保険料が納付されていたと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月21日から同年6月10日まで

私は、A社に昭和43年4月1日に入社し、同年6月10日まで勤務していた。給与明細書を見ても同年4月分及び5月分の保険料控除が確認できるにもかかわらず、記録では同年4月のみの厚生年金加入となっているので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び申立人と同時期に勤務していた元同僚の証言から、申立人が申立てに係るA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び給与明細書の保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち平成7年4月から10年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年4月から8年9月までは34万円、同年10月から10年8月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月21日から同年4月21日まで
② 平成7年4月21日から14年4月6日まで

申立期間①について、社会保険庁（当時）の記録では、A社における厚生年金の加入期間が平成7年4月21日から14年4月6日までとなっているが、自分は7年1月21日から勤務して給料から厚生年金保険料も控除されていたので正しい記録に訂正してもらいたい。また、申立期間②に係るオンライン記録の標準報酬月額についても、給与明細書と合致していないので適正な金額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している給与明細書及び事業主の証言等から判断すると、申立人が平成7年1月21日からA社に継続して勤務

し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「試用期間を3か月としていた。」ため、厚生年金保険資格取得届における被保険者資格取得日を誤って平成7年4月21日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額を平成7年4月から8年9月までは34万円、同年10月から10年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めており、事業主は給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は（当時）、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは30万円、同年10月から12年11月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは30万円、同年10月から12年11月までは28万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該^{そきゅう}遡及

訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から12年9月までは59万円、同年10月及び同年11月は62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から12年9月までは59万円、同年10月及び同年11月は62万円と記録されていたところ、いずれも11万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、事業主及び申立人は、当該減額処理が行われた当時、当該事業所の取締役であったものの、技術関係を担当しており、社会保険に関する知識も無かったとしていることなどから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 62 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは59万円、同年10月から12年11月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは59万円、同年10月から12年11月までは56万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該^{そきゅう}遡及

訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 56 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは30万円、同年10月から12年11月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは30万円、同年10月から12年11月までは28万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該^{そきゅう}遡及

訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは34万円、同年10月から12年11月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは34万円、同年10月から12年11月までは32万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該^{そきゅう}遡及

訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは28万円、同年10月から12年11月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは28万円、同年10月から12年11月までは26万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該^{そきゅう}遡及

訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは41万円、同年10月から12年11月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは41万円、同年10月から12年11月までは38万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該^{そきゅう}遡及

訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは24万円、同年10月から12年9月まで26万円、同年10月及び11月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは24万円、同年10月から12年9月までは26万円、同年10月及び11月は24万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 12 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年9月までは47万円、同年10月から12年11月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年9月までは47万円、同年10月から12年11月までは41万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、事業主及び申立人は、当該減額処理が行われた当時、当該事業所の取締役であったものの、製造関係を担当しており、社会保険に関する知識も無かったとしていることなどから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年12月から11年5月までは36万円、同年6月から同年9月までは32万円、同年10月から12年11月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年12月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、平成12年12月に、会社が厚生年金保険料の滞納を解消するため、さかのぼって引き下げる届出を行ったと聞いた。本来の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成12年12月25日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録が約2年間さかのぼって引き下げられており、申立人については、当初、10年12月から11年5月までは36万円、同年6月から同年9月までは32万円、同年10月から12年11月までは34万円と記録されていたところ、いずれも12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、当該減額処理について、当時、会社が滞納していた厚生年金保険料を縮減するため、従業員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったことを認めており、事業主が提出した給与支払台帳を見ると、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、事業主は、当該減額処理に係る届出を行う際、申立人には説明しなかったと証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、

申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成 10 年 12 月から 11 年 5 月までは 36 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から 12 年 11 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和51年4月1日にA社に入社してから57年2月20日に退職するまで、関連会社間で異動はしたが、途中で退職したことはない。申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の上司の証言から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の元同僚が、申立期間において当該事業所の業務内容に変化は無く、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うとしていることから、当該事業所が申立期間について、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間についてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年1月から同年3月までは41万円、同年4月から9年12月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から10年1月31日まで

社会保険事務所（当時）から連絡があり、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることを知った。当時の給与明細書があるので、正しい標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から同年3月までは41万円、同年4月から9年12月までは47万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年1月31日以降の同年2月16日付けで、申立人の標準報酬月額が、8年1月から同年3月までの期間は41万円から9万2,000円に、同年4月から9年12月までの期間は47万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間の一部に係る給与明細書を所持しており、これを見ると、当該遡^{そきゅう}及訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるものの、取締役であった兄は、「申立人は、工場長であり従業員と同様の仕事をしていた。社会保険の諸手続は行っておらず、報酬月額を減額訂正できる権限は無かった。」と証言している。

さらに、複数の従業員からは、「申立人は、工場長であり会合等^{そきゅう}に出席することなく工場にいた。」との証言が得られたことから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理

に關与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該
遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正
があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主
が社会保険事務所に当初届け出た平成8年1月から同年3月までは41万円、
同年4月から9年12月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和30年5月にA社に入社してから40年3月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の封書（昭和36年5月のB郵便局の消印あり。）、事業主及び元経理担当者の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年5月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 543～584（別紙一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 7 月 14 日に支給された賞与において、（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 19 年 7 月 14 日

A社から平成 19 年 7 月 14 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）の記録では当該賞与に係る記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成 19 年分賃金台帳から、申立人は、申立期間について、（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 5 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間 (賞与支給日)	厚生年金保険料	標準賞与額
543		男	男	昭和 19 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円
544		男	男	昭和 13 年 生		A社	平成19年7月14日	5,857 円	8 万円
545		男	男	昭和 14 年 生		A社	平成19年7月14日	7,321 円	10 万円
546		男	男	昭和 20 年 生		A社	平成19年7月14日	6,589 円	9 万円
547		男	男	昭和 16 年 生		A社	平成19年7月14日	6,589 円	9 万円
548		男	男	昭和 21 年 生		A社	平成19年7月14日	5,125 円	7 万円
549		男	男	昭和 14 年 生		A社	平成19年7月14日	8,785 円	12 万円
550		男	男	昭和 19 年 生		A社	平成19年7月14日	3,660 円	5 万円
551		男	男	昭和 29 年 生		A社	平成19年7月14日	6,589 円	9 万円
552		男	男	昭和 17 年 生		A社	平成19年7月14日	5,125 円	7 万円
553		男(死亡)	男	昭和 18 年 生		A社	平成19年7月14日	5,125 円	7 万円
554		男	男	昭和 30 年 生		A社	平成19年7月14日	5,125 円	7 万円
555		男	男	昭和 18 年 生		A社	平成19年7月14日	4,393 円	6 万円
556		男	男	昭和 23 年 生		A社	平成19年7月14日	5,125 円	7 万円
557		男	男	昭和 21 年 生		A社	平成19年7月14日	5,857 円	8 万円
558		男	男	昭和 35 年 生		A社	平成19年7月14日	4,393 円	6 万円
559		男	男	昭和 20 年 生		A社	平成19年7月14日	3,660 円	5 万円
560		男	男	昭和 21 年 生		A社	平成19年7月14日	3,660 円	5 万円
561		男	男	昭和 24 年 生		A社	平成19年7月14日	1,464 円	2 万円
562		男	男	昭和 40 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円
563		男	男	昭和 15 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円
564		男	男	昭和 27 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円
565		男	男	昭和 25 年 生		A社	平成19年7月14日	4,027 円	5 万 5,000円
566		男	男	昭和 23 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円
567		女	女	昭和 52 年 生		A社	平成19年7月14日	5,125 円	7 万円
568		男	男	昭和 25 年 生		A社	平成19年7月14日	732 円	1 万円
569		男	男	昭和 25 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円
570		女	女	昭和 56 年 生		A社	平成19年7月14日	5,125 円	7 万円
571		男	男	昭和 23 年 生		A社	平成19年7月14日	2,196 円	3 万円
572		男	男	昭和 21 年 生		A社	平成19年7月14日	732 円	1 万円
573		男	男	昭和 36 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円
574		男	男	昭和 19 年 生		A社	平成19年7月14日	3,660 円	5 万円
575		男	男	昭和 30 年 生		A社	平成19年7月14日	2,196 円	3 万円
576		男	男	昭和 43 年 生		A社	平成19年7月14日	732 円	1 万円
577		男	男	昭和 21 年 生		A社	平成19年7月14日	2,196 円	3 万円
578		男	男	昭和 20 年 生		A社	平成19年7月14日	1,464 円	2 万円
579		男	男	昭和 25 年 生		A社	平成19年7月14日	1,098 円	1 万 5,000円
580		男	男	昭和 27 年 生		A社	平成19年7月14日	2,196 円	3 万円
581		男	男	昭和 22 年 生		A社	平成19年7月14日	366 円	5,000円
582		男	男	昭和 57 年 生		A社	平成19年7月14日	732 円	1 万円
583		男	男	昭和 45 年 生		A社	平成19年7月14日	732 円	1 万円
584		男	男	昭和 14 年 生		A社	平成19年7月14日	2,928 円	4 万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 13 日

A社から平成 18 年 7 月 13 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった給与台帳により、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与台帳の保険料控除額から 52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 28 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 13 日

A社から平成 18 年 7 月 13 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がないため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった給与台帳により、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与台帳の保険料控除額から 42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 28 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 51 年 3 月まで
昭和 51 年の夏ごろ、義父に説得されて国民年金に加入し、保険料は 20 歳時点までさかのぼって現金十数万円を市役所で一括して納付した。この一括して納付した期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 51 年夏に国民年金の加入手続を行ったと主張しており、事実、市役所が保有する国民年金被保険者名簿を見ても、申立人が同年 8 月 19 日に加入手続を行い、同日に年金手帳の交付を受けたことが確認できるが、この時点で申立期間の大半が時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が加入手続の時点で納付可能な期間をさかのぼって納付したとしても申立人の主張する金額と納付可能な期間の保険料とには大差があり、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする事情がうかがえない。

また、申立人は、20 歳に到達してから昭和 51 年に国民年金に加入するまで他市町村に転居したことがなく、申立人から聴取しても、加入手続を行ったのは 1 回のみであるとしているなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 663(事案 638 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から同年9月までの期間及び41年2月から44年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から同年9月まで
② 昭和41年2月から44年6月まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和40年3月から44年6月までの国民年金保険料は還付された記録になっているが、自分は還付金を受け取った記憶が無いので、第三者委員会に申し立てたところ、このうち40年10月から41年1月までの期間については納付期間として認められた。しかし、それ以外の期間については、厚生年金保険の加入期間であるなどの理由から、記録どおり還付されたものとして、納付期間とは認められなかった。このような結果には納得がいかないため、今回の申立期間についても還付されていないものと認め、国民年金に上積みして年金として受給できるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和40年3月から44年6月までの国民年金保険料は、厚生年金保険との重複期間として還付されたことが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)から確認できるが、このうち昭和40年10月から41年1月までの期間については、国民年金の強制加入期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

一方、昭和40年3月から同年9月までの期間及び41年2月から44年6月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることから、国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない上、国民年金被保険者台帳及び国民年金還付整理簿においても、還付決定日及び支払年月日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、他に申立人に

対し当該期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、還付されたとされている申立期間の保険料について、それを受け取った記憶が無く、還付されていないものと主張し、その分を年金受給額に上積みして受給できるようにしてもらいたい旨、求めているが、申立期間の保険料の還付については、上記のとおり、既に還付されているものと認められる。仮に還付されていないものと考えたとしても、国民年金と厚生年金保険は、制度上、重複して保険料を納付できず、重複納付分を上積みして年金受給額に反映することはできないことから、申立人の主張は、当委員会での審議対象とはならない。

以上のことから、昭和40年3月から44年6月までの期間のうち40年10月から41年1月までの期間のみについて国民年金保険料を納付したものと認められる旨、当委員会の決定に基づく平成21年11月10日付け通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間についてA社B支店に準社員として勤務していました。期間は1年弱ですが、社会保険に加入していたのは間違いありませんので、記録の訂正のあつせんを求めます。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の保管する職員人事記録台帳から、申立期間について申立人は、A社B支店に準社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の保管する職員人事記録台帳に、申立人に係る健康保険記号番号、厚生年金保険記号番号、雇用保険記号番号の記載は無い。

また、当該事業所が保管する申立人の昭和62年及び63年の源泉徴収票には、社会保険料の控除の記載は無い。

さらに、事業主の聴取から、申立人は、当初6か月契約の準社員として勤務する予定であったため、社会保険の加入及び社会保険料の控除をしていなかったとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和27年4月1日から同年7月14日まで

申立期間①について、昭和24年4月からA社B事業所に勤務していたが、最初の2か月の厚生年金保険被保険者記録が無い。また、申立期間②について、27年4月からC社D事業所に勤務していたが、最初の3か月の厚生年金保険被保険者記録が無い。

どちらも社会保険の適用事業所であり、正社員として勤務していたのだから、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言から、申立人が昭和24年4月からA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、これら元同僚はいずれも申立人と一緒に入社したと証言しており、厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じ昭和24年6月1日となっていることから、当該事業所が、申立人について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

また、A社B事業所は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間②について、申立人は昭和27年4月1日からC社D事業所に正社員として勤務していたと主張しているところ、事業主が提出した申立人に係る従業員名簿から、申立人が同年4月6日から当該事業所に勤務していたことは認められるものの、申立期間については、「臨時雇い」と記録されている。

また、申立人と一緒に入社したとする複数の元同僚から、「当時の業界は不況であり、正社員の採用はしておらず、最初の数年間は臨時雇いだっただため、入社と同時に厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。同期入社した元同僚は皆自分と同じ資格取得日になっているはずだ。」との証言が得られており、事実、これら元同僚の資格取得日はいずれも申立人と同日となっていることから、当該事業所が、申立人について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

さらに、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

加えて、E健康保険組合に照会しても、当時の被保険者台帳は残存していないとしており、申立てに係る事実を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 38 年 10 月 21 日まで

私は、A社を退職した際、脱退手当金を受給した記憶は無い。会社から脱退手当金について説明は無かったし、当時脱退手当金という制度があることも知らなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後に記載のある女性160人のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格喪失した女性被保険者40人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め32人が資格喪失日からおおむね3か月以内に支給決定されているほか、申立人と同一の支給決定日の者が見受けられるとともに、元事務担当者及び元同僚が「会社で請求手続を行った。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 31 日から 49 年 12 月 31 日まで
昭和 46 年 10 月から 49 年 12 月まで約 3 年間にわたって A 社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録を見ると、最初の 1 年しか記録が無い。これ以降も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元同僚及び申立人の妻の具体的な証言等から、申立人が昭和 47 年 10 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、申立人に係る被保険者資格喪失届を提出しており、これを見ると、事業主が申立人について、社会保険庁（当時）の記録どおり昭和 47 年 10 月 31 日に資格喪失させる届出を行ったことが確認できる。

また、事業主は、上記の被保険者資格喪失届以外の資料は残存しておらず、当時のことを知る者も在籍していないため社会保険の取扱状況等については不明としている。

さらに、申立人は既に死去しており、その妻から聴取しても、勤務実態については具体的に証言しているものの、給与から保険料が控除されていたか否かについては記憶していないとしている。

加えて、申立期間について雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 591 (事案 402 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月から 30 年 2 月 1 日まで

昭和 28 年から平成 7 年まで A 社 B 工場に勤務していたが、社会保険事務所 (当時) の記録では、入社直後の期間について厚生年金保険に未加入とされている。私より後から正社員になった同僚が昭和 28 年から厚生年金保険に加入しているので、自分はずっと前から加入していたはずである。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 29 年 1 月 17 日から 30 年 2 月 1 日までの期間については、申立人が申立てに係る事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が同時期に臨時工として入社したとする元同僚も、申立人と同じ昭和 30 年 2 月 1 日付けで被保険者資格を取得している上、複数の元同僚から、「当時は臨時工として入社して 1 年から 1 年半を経過してから正社員になっていた。」との証言が得られていることから、当時の A 社 B 工場が、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性も考えられるなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 1 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「自分より後から正社員になった同僚が昭和 28 年から厚生年金保険に加入しているので、自分はそれ以前から被保険者になっているはずである。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当該元同僚から聴取しても、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていた可能性をうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人は再申立てにあたって、新たに昭和 28 年 1 月から 29 年 1 月 17 日までの期間を申立期間に追加しているが、複数の元同僚は、「申立人は当該期間について別の事業所で勤務していた。」と証言している上、申立人自

身も別の事業所に勤務していた事実を認めているなど、当時の記憶は曖昧あいまいと言わざるを得ない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 25 日から 52 年 1 月 6 日まで

私のA社における社会保険庁（当時）の厚生年金保険記録では、昭和 50 年 2 月 4 日資格取得、同年 9 月 25 日資格喪失となっているが、2 年ぐらいは勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、「申立人がいつまで勤務していたか分からない。」と証言している上、申立人の記憶も曖昧なため、退職日を特定することができない。

また、被保険者原票から、申立人は、A社を昭和 50 年 9 月 25 日に資格喪失し、同年 10 月 6 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できるとともに、昭和 50 年 9 月 26 日に国民年金に加入し、申立期間において保険料納付済であることも確認できる。

さらに、雇用保険の記録においても、当該事業所の離職年月日は昭和 50 年 9 月 25 日であることが確認できる。

加えて、現在の事業主は、申立期間当時の資料はすでに処分しており不明である旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
私の年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の記録が無いことがわかった。しかし、申立期間は、非常勤職員として勤務していた。人事異動通知書を提出するので、申立期間、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書及び事業所が保管する出勤簿から、申立人が、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の事務担当者は、「申立期間当時の資料については、出勤簿以外は何も残っていない。当時の事務担当者も退職しているので、社会保険手続、保険料控除についてはわからない。」と証言している。

また、申立人が、同期間、同職種で勤務したとして名前を挙げた同僚も、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 35 年 10 月まで

夫は、A社に正社員として勤務し、申立期間においてB社の下請けの仕事をしていた。社会保険庁(当時)の記録では、この期間が厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたとする「A社」は、同名の事業所が数社確認できるものの、申立人の妻は当該事業所の所在地、事業主及び同僚についての記憶が無いことから、申立ての事業所を特定することができない。

また、オンラインで確認できた複数の「A社」における申立期間の被保険者記録を調査したが、いずれの事業所も整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

さらに、申立人の妻から「A社」の元請会社とされたB社に照会しても、申立期間当時の資料が無く担当者も既に退社しているため、不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 6 月 21 日まで
② 昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 60 年 4 月から A 社に勤務しているが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 6 月 21 日になっている。しかし、入社当初から社会保険に加入していたはずなので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

申立期間②について、私は、昭和 60 年 8 月から B 社に勤務しているが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 61 年 2 月 1 日になっている。しかし、入社当初から社会保険に加入していたはずなので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人が申立期間について A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 61 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、当時の事情を聴取することができない。

また、複数の同僚から、「申立期間当時、3 か月かそれ以上の試用期間があった。」と証言していることから、当該事業所は、入社と同時に、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

加えて、雇用保険の加入記録が、厚生年金保険の被保険者期間と同じであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、複数の同僚から、「申立人は、B社に間違いなく勤務していた。」との証言を得ているが、いつから勤務したかについてはいずれも「憶えていない。」としており、申立人の勤務の時期を特定することができない。

また、申立期間当時の取締役部長及び事務担当者から、「申立期間当時、ほとんどの社員について試用期間があり、申立人も同じように試用期間はあったと思う。」との証言を得ていることから、当該事業所は、入社と同時に、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

加えて、雇用保険の加入記録が、厚生年金保険の被保険者期間と同じであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。